



人権週間特集

人権週間 12月4日～10日

「人権」とは、誰もが生まれながらにして持っている、人間として幸せに生きていくための権利であり、かけがえのない大切なものです。しかし、私たちのまわりには、さまざまな人権問題が存在しています。こうした人権問題を解決し、誰もが幸せに暮らせるようにするためには、お互いに理解し、思いやることから始まるのです。お互いの人権を尊重しあいながら共に生きる社会を築いていきましょう。

～人権週間とは～

昭和23(1948)年12月10日、国際連合の第3回総会で、「世界人権宣言」が採択されました。国際連合はその日を記念し、毎年12月10日を「人権デー」(Human Rights Day)と決めました。日本では、毎年12月4日から10日までを「人権週間」として、さまざまな啓発活動を展開しています。本市も関係機関との連携・協力により、積極的な啓発活動に取り組んでいます。

特設人権相談所を開設!

家庭や近隣、暮らしの中でのさまざまな人権問題について、ご相談に応じます。

日時 12月21日(金) 14:00～16:00
場所 市役所別館3階 第3会議室
相談員 羽曳野市人権擁護委員

～人権擁護委員をご存知ですか?～

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人たちです。地域の中で人権思想を広め、私たちの人権が侵害されないように見守ってくれています。人権擁護委員は、法務局における人権相談所をはじめ、市役所などで人権相談所を随時開設し、みなさんからの人権相談に応じています。また、地域のみなさんが人権について関心を持ってもらえるような啓発活動(小学生などを対象に思いやりの大切さを教える「人権教室」の開催や「人権の花運動」の実施など)も行っています。自分の人権が守られていない、改善してほしいと感じたら、人権擁護委員にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守しますので気軽にご利用ください。

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

12月10日(月)～16日(日)は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。北朝鮮による人権侵害問題に対する関心と認識を深めましょう。

「拉致問題啓発映画『めぐみ』上映会」

日時：12月16日(日)

- ①映画「めぐみ」10:00～11:30
アニメ「めぐみ」11:40～12:10
- ②政府の取組み報告・映画「めぐみ」

13:30～15:15

場所：ピースおおさか

主催：政府拉致問題対策本部、大阪府
羽曳野市はじめ府内全市町村

問合せ：大阪府府民文化局人権室

☎06-6210-9280

「東日本大震災に伴う

風評被害について」

その不安を解消するために放射線量を測定するなど、さまざまな機関で安全性の確保に取り組んでいます。根拠のない思い込みや偏見で風評被害にならないようにしましょう。

「きはびきの」～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～

【日時】12月8日(土) 13:30 開場 14:00 開演
【場所】L I Cはびきの ホールM (軽里 1-1-1)
【講演会】講師/住田 裕子さん [弁護士]
【問合せ】人権推進課 ☎072-947-3607 (直通)

～ご存知ですか? 「宅地建物取引業人権推進指導員制度」～

大阪府では、宅地建物取引の場における同和地区に対する差別や外国人等に対する入居差別などをなくしていくため、業界団体と連携し、「宅地建物取引業人権推進指導員」の養成に取り組んでいます。人権推進指導員を設置する宅地建物取引業者は、従業員に対し、人権に関する教育、啓発を行い、人権意識の高揚に取り組んでいます。「きはびきの～男女共同参画フォーラム～」は、宅地建物取引業者が参加可能な人権研修です。この制度の運営に、羽曳野市も協力しています。

問合せ：大阪府住宅まちづくり部建築振興課 ☎06-6941-0351 内線 3083、3084

問合せ：人権推進課 ☎958-1111 内線 1053・1054